

れ い
し い ち ゃ ん と
ま ほ う の あ な



11月20日はかわさき子どもの権利の日



れい しい レイちゃんとおまほうのあな



れっさーばんだ れい
レッサーパンダのレイちゃんは、つみきが だいすき。
たのしそうに おしろを つくっています。
そこへ、なかよしのアナグマのくうちゃんが やってきて
「あっちのでんしゃで いっしょにあそぼうよ~！」
といました。

「いやだよ～」
という ^{れい}レイちゃんの てを

「ねえ、あっちへいこうよ！」
と ^{くう}クウちゃんが ひっぱったので



てにもっていた つみきが ぴゅーっ と とんで
^{くう}クウちゃんの あたまに こつん!



クウちゃんは「いたいよ～」と なきだして しまいました。

「だいじょうぶ？」
「どこがいたいの？」
と まわりのおともだちが しんばいして
つぎつぎに あつまってきます。

さわぎをきいて、おかあさんたちも かけよってきました。
「どうしたの？ なにが あったの？」
と ^{れい}レイちゃんのおかあさんが いいました。
でも、^{れい}レイちゃんは だまったままでした。



—よるです。おやすみのじかんになりました。
おつきさまもねむそうにあくびをしています。

「きょうは、どうしてクウちゃんと あんなことになっちゃたの？」
おかあさんが ききました。

レイちゃんは いっしょうけんめい きょうのできごとを
はなしました。そして…

「だって、もうすこしで おしろが できるところだったんだもん…」

「レイちゃんは、つみきのおしろを さいごまでつくりたかったのね。」

レイちゃんは、こくりとうなずきました。

「そうだったの。おはなししてくれて ありがとう。」

と、おかあさんがいいました。



「もうクウちゃん あそんでくれないかな…」

レイちゃんは なきそうに になりました。

すると、おかあさんが にっこりほほえんで いいました。

「レイちゃんが、いまみたいに きもちを おはなしできたら
きっと わかってくれるわ。」

おつきさまもにっこりしています。

レイちゃんは、すこしあんしんして めをとじました。



“ひゅるるる～ん。どっし～ん！”
ものすごいおとに ^{れい}レイちゃんはびっくりして めがさめました。
「あいたたた…うっかり そらから おちちゃったよ…」

いくつものびんが ころがっているなかに
おしりをいたそうにさすっている ^{うさぎ}ウサギがいました。

^{れい}レイちゃんは、びんを ひとつ ひろいました。
なかには ふしぎないろの すなが きらきらしています。



「ぼくは、つきの まほうつかいだよ。
ほら、きれいだろ？」
と、ひとつのびんをとって ^{れい}レイちゃんにみせてくれました。

「ひるま かなしいことがあった こどもたちに
このまほうのすなを そらから そっとふりかけて
げんきにしてあげるのが しごとなんだ。
でも、まだみならいだから しょっちゅう そらから
おちちゃうんだ～。 ははは。」



ウサギはいいました。
「きみはきょう、なかせちゃったおともだちと またなかよく
あそべるか しんばいなんだよね。」

レイちゃんは うなずきました。
「うん…。 また なかなおり できるかなあ？」

「ぼくにまかせて！」

ウサギが いくつかびんをあけて ステッキをまわすと
いろいろいろいろのすなが きらきらひかりながら とびだして
レイちゃんに ふりかかりました。

「きみのきもちが おともだちにつたわりますように！」

レイちゃんは、 なんだか げんきがでてきた きがしました。
「よーし、 あしたは がんばろう！」
すると きゅうにあくびがでて いつのまにか ねむってしまいました。





つぎのひ。

レイちゃんは クウちゃんをみつけると
まっさきかけよりました。

「クウちゃん、けがだいじょうぶ？ ごめんなさい。

レイね、あのときもつつみきであそびたかったの。」

クウちゃんは、にっこりわらって いいました。

「うん。へいきだよ。ぼくも、わからなくて ごめんね。
きょうは でんしゃと つみきで いっしょにまちを
つくろうよ！」

「わあ、それいいね！」

レイちゃんも にっこりわらいました。

レイちゃんのだいすきな つみきと
クウちゃんのだいすきな でんしゃで まちができました。
おともだちも つぎつぎに やってきて
「おもしろそう！」 「わたしも、やりたい！」
まちは どんどん にぎやかで すてきに なっていきました。

そのようすをそっとみていた うさぎが つぶやきました。
「みんな なかよくあそべてよかったね。」



見習いうさぎの7つのまほうのアイテム

川崎市には「子どもの権利条例」があります。
 子どもがひとりの人間として大切にされ、守られながら、自分らしく生きられるように作られたものです。
 この条例では、大切な子どもの権利として、7つにまとめています。

➡ 18 ページ もごらんください

安心して生きる権利

- ★ 命が守られること
- ★ 愛されて、理解されて育てられること
- ★ 健康に気をつけて、必要なときに病院にかかれること
- ★ 虐待を受けないこと

自分で決める権利

- ★ 年相応に決められることを、自分で考えて決めること
- ★ 決めるときに必要な情報や、おとなのアドバイスをもらえること

権利って、たとえばこんなこと？

ありのままの自分でいる権利

- ★ その子の個性や、他の子とは認められること
- ★ 自分の秘密が持てること
- ★ 「子どものくせに」とか「子どもには関係ない」とか言われないこと
- ★ ホットとできる場所があること

参加する権利

- ★ 自分はこうだ、と表現すること
- ★ 自分の考えを発表し、真剣に受け止めてもらうこと
- ★ 仲間をつくり、仲間と集まれること

自分を守り、守られる権利

- ★ いじめ、虐待、体罰などから逃げられること
- ★ 安心して相談できること
- ★ 傷ついていたら、ゆっくり癒されること

個別の必要に応じて支援を受ける権利

- ★ いろいろな状況にあっても差別されず、いを認められて共に暮らせること
- ★ 障がいのある子が人として大切にされ、いろいろな場に参加できること
- ★ 国籍・民族などさまざまな文化的ルーツをもつ子がその文化に触れたり、表現したりできること

自分を豊かにし、力づけられる権利

- ★ 遊ぶこと ★ 学ぶこと
- ★ 芸術やスポーツなどに打ち込めること
- ★ 幸せになりたいと求めること
- ★ 否定されず、自信を持てるように勇気づけられること

レイちゃんには、どのいろのすながかったのかな？
 ううちゃんのところにも、うさぎはあらわれたのかな…？



かわさきし こ けんりじょうれい
川崎市子どもの権利条例えほん
『レイちゃんともほうのすな』について

おとなには、重要な役割があります

条例では、子どもを取り巻くおとなたちには、子どもの権利が成長に応じて守られるようにする役割があるとしています。私たちおとなは、子どもたちが成長していくその時々、子どもにとって最もよいこと（子どもにとっての最善の利益）を考える中で、次のようなことに気を付けていく必要があります。

- ◎ 子どももおとなと同じ、ひとりの人間としてつきあいましょう。
- ◎ 普段の会話でも、何かを決めるときでも、叱るときでも、
まず子どもの声によく耳を傾けましょう。
- ◎ 子どもを虐待や体罰、いじめから守りましょう。
- ◎ 子どもの居場所を確保しましょう。

子どもの「居場所」って？

子どもには、ありのままの自分であること、ゆっくり休んで、素の自分にもどれること、自由に遊んだり活動したりできること、安心して人間関係をつくり合えること…

このようなことが満たされる場所が必要です。おとなももちろん同じですが、育ていく子どもには、健やかに成長するために、さらに必要なのです。

まずは、家庭や保育園・幼稚園などがそのような場所になるように、心を配りましょう。

絵本製作に寄せて

子どもが自分の思いに気づけること、他の人の思いも大切にできること、気持ちを伝えて人間関係を育むこと、そして「失敗してもだいじょうぶ、やりなおせるよ」というメッセージなどを込めました。

自分を大切にできる人は、相手も大切にできるでしょう。子どもの権利が認められることは、自分が居ていい存在なのだと思え、苦しいことにも負けないで、自信をもってやってみる力につながるでしょう。

「まほうのすな」に込めた子どもの7つの権利が、子どもの穏やかな成長につながることを願い、この絵本を小さな子どもとその子どもを取り巻くおとなの皆さんへおくりします。

じん けん おん ぶ ず ば ー そ ん
人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害について、相談や救済の申立てを受け付けます。

【電話】044-813-3110

相談時間／月・水・金曜日 午後1時～午後7時
 土曜日 午前9時～午後3時(祝日・年末年始は休み)

市ホームページ内「かわさき子どもページ」の「そうだしきたいとき」でも相談機関を紹介しています。

子どもたちからおとなへのメッセージ

「まず、おとなが幸せにいてください。
 おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。
 おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。
 条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、
 まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。
 子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」

このメッセージは、条例づくりに「子ども委員」として参加した子どもたちが、おとなに向けて思いを込めて発信したものです。

～11月20日は“かわさき子どもの権利の日”～

川崎市子どもの権利条例 検索



QRコードで簡単アクセス!

川崎市子どもの権利条例えほん「レイちゃんともほうのすな」

2016年3月 初版発行

作・編集：川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室内
 絵本制作ワーキンググループ

発行：川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2344

FAX：044-200-3914

デザイン・印刷：押田印刷